

令和2年度第1回認可確認部会確認・質問回答表

令和2年8月5日

1 認定こども園新屋幼稚園・ほいくえん

No.	確認・質問内容	回答
1	以前あらやほいくえんの開設を協議した際、どうして当初から幼保連携型認定こども園としないのか質問が出た。その際にはまだそこまでは検討していないとの返答であったと記憶しているが、今回の資料を見ると実際には開設時から認定こども園を目指していたようである。この件について説明を求めたい。	あらやほいくえんの設置認可の際に、認可確認部会から「認定こども園への移行について検討すること。」との意見があったことを伝えています。また、あらやほいくえんが開設するにあたって保護者や地域住民から0歳児から5歳児までの一体的な教育・保育の提供いわゆる認定こども園移行の要望がありました。そこで、平成31年度から新屋幼稚園がメインでサポート事業を受けたところ、あらやほいくえんと一体的な幼保連携型認定こども園への移行が良いと法人で判断し、今回認可申請したものです。
2	県のサポート事業は平成31年4月から、令和2年度は「予定」と記されていますが、その後の状況はどのようなのでしょうか。 白百合いずみこども園は29、30年度の2年間受けてきたとのことですが、認可についてサポート事業の期間はあまり関係はないものなのでしょうか。	新型コロナウイルス感染症の影響により、6月実施予定が中止となっています。今後の予定としては、10、12月に実施予定となっています。 認可との関係性については、義務とはしていませんが、少なくとも1年以上はサポート事業を受けるよう指導しています。
3	現在の幼稚園と保育園との交流・連携がスムーズにできているとの記述がありますので、日常的に自然な交流がなされているものと思いますが、幼保連携型認定こども園として今後もそのことを意識して保育を進めていただきたいと思います。園舎の構造から0～2歳児と3歳以上児との生活が日常的には分かれていることはないのかが気になりました。乳児にとっては大きい子どもと離れた生活スペースがあることは安心して生活する空間が確保されることは望ましいことですが、その一方で互いに異年齢児の姿に日常的に触れられることは大切な経験として考えていただきたいと思います。それは保育者の日常的な学び・研修にとっても重要なことであると考えます。	昨年度は、運動会や交通安全教室などの園行事を一緒に行ったり、普段の保育の中で、保育園の2歳児と幼稚園の満3歳児が一緒に遊んだり、徐々に子ども同士、職員同士の関わりを増やしてきています。また、サポート事業においては、2歳児についての理解を幼保一緒に深めていくことや子どもの発達の連続性を踏まえた指導計画を作成していく上でも、まずは幼保の職員の関係性を構築していくと大切である、ということをお助言しています。今年度は、幼保の職員合同の園内研修も増やしていく予定と聞いていますので、10月のサポート事業の際に、今年度の取組状況を確認し、助言を行っていきます。

No.	確認・質問内容	回答
4	保育の内容、日常の保育の展開が幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を具現化するものとなるように努めていただきたいと思います。園の大きな目標としての「保育の基本」としては、園児の主体性を促すこと、遊びを通しての総合的な指導、一人ひとりに応じた指導・援助とが掲げられていますが、指導計画には、随所に保育者側の特定の指導と思われる箇所があります。 ①「発達課題」「発達の段階」といった言葉がいくつか使われていますが、教育・保育要領では、一人ひとりの発達の課題あるいは一人ひとりの特性に応じた指導が求められており、個別的な対応が基本として求められています。ご理解の上での表現かもしれませんが、一般に「発達課題」「段階」とは年齢や時期の共通の課題として使用されるものですので、その点を再確認していただきたいと思います。 ②①ともかわりますが、特に文字や数、図形に関する指導や「運動遊び」についての記述が特に頻出していることが気になります。保育での活動はすべてが総合的な経験であり、体を動かすことについては自ら身体を動かすことへの「興味、関心、態度」を育てること、またそれは「運動的な遊び」だけではなくいろいろな遊びをすることが大切であると、解説では述べられています。 また、文字や数等に関しては教育・保育要領で「内容」としてあげられているのは「関心を持つ」ことであり、そのためには例えば、「コミュニケーションの手段の一つであることを感じ取る」ことや「人とのつながりのために存在していることを自然に感じ取る」ことができるような環境の重要性が述べられています。さらに「文字を使いこなすことを目的とするものではない」とも記されています。現実には、読むこと、書くことができるようになる幼児は多いですし、保護者のニーズもあるのかもしれませんが、文字を取り出して指導することよりも、文化として触れ、興味・関心を持っていくことが中心と考えられていることが、改定教育・保育要領の趣旨であることは理解していただきたいことです。 「保育の基本」である子ども自らが環境に働きかけて主体的に展開する遊びに対する配慮を、今後の指導計画の見直し、また保育実践では意識していただきたいと思います。	これまでも、保育における「ねらい」は方向目標であること、「内容」に示されている五領域は総合的に展開されるものであって、何か一つの領域や力を特化して指導すべきものではないこと等について確認しています。今後予定されているサポート事業の中で、実際の保育場面と結びつけながら引き続き伝えていきます。

No.	確認・質問内容	回答
5	預かり保育の年間指導計画とデイリープログラムは作成していますか。	預かり保育の年間指導計画については、サポート事業の際に提出された資料で確認しています。今後、デイリープログラムにおいても、預かり保育の過ごし方について、具体的な計画を作成するよう伝えていきます。
6	食育計画のアレルギー対応の、「部分的解除又は完全解除」の意味を教えてください。	複数の除去食品がある中で、いくつか解除になった場合が「部分的解除」、すべて解除になった場合が「完全解除」とのことです。 なお、一つでも食物アレルギーがある場合は、調理方法で対応するのではなく、食品そのものを提供しない「完全除去」で対応しています。食品の除去・解除については、すべて医師の指示（生活管理指導表）のもと行われています。
7	子育て支援事業の実施計画について、園行事の3期に「お誕生会」が無いのは、記載漏れではなく、予定しないという意味なのでしょうか。	記載漏れです。「お誕生会」は月ごとに実施しており、3期も実施予定です。

2 白百合いずみこども園

No.	確認・質問内容	回答
1	中央地区は、令和3年4月以降保育ニーズが大幅に増える見込みがありますか。	中央地区については増える予定はありません。
2	2号定員が、3号定員より少ないが、3歳児へ進級の際どのように対処するのですか。	保護者の意向を尊重しますが、仮に定員より上回っても弾力化を活用して対応します。
3	秋田市における待機児童数の状況並びに園庭の狭さを考慮すると、定員の増加については認めるべきではない。新たな園庭の面積を考慮し、120名定員で幼保連携型認定こども園とすべきである。もしもどうしても定員を増やしたいのであれば、開園後数年間の状況を見てから検討するのが妥当である。	現「白百合いずみ保育園」の園児数や問合せ状況および北部の待機児童の解消の観点から、利用定員150名の設定を適正と判断しました。なお、幼保連携型認定こども園への移行については、仮に認可定員を120名としたとしても園庭の面積（ $276.64\text{m}^2 < 466\text{m}^2$ （設備基準））が足りないため移行はできません（2階部分は園庭の面積に合算できません）。
4	公立保育所当時より、園庭の面積を減らした理由は何ですか。	一部改築工事が行われていますが、昭和48年度に建設された建物であるため、保育室等が狭いほか調理員の専用トイレがないなど本来あるのが望ましい設備がない状況となっています。そのため、今回必要とする設備等を組み入れた結果建物の面積が増え、園庭の面積が減少したものです（土地の拡張も区画上できません。）。

No.	確認・質問内容	回答
5	年間指導計画の「内容」の欄に、具体的な活動が記されている個所が多くみられます。保育の「内容」は子どもの主体的な活動である遊びを中心とする具体的な活動を通して、「ねらい」を達成するために「子どもの生活やその状況に応じて保育士等が適切に行うこと」であり、「保育士等が援助して子どもが環境にかかわって経験する事項」であり「子どもの発達の実情を踏まえながら援助し、子ども自らが環境にかかわり身につけていくことが望まれるもの」とされています。つまり、具体的な「活動」ではなく、それを通して子どもに経験されていくことであり、発達にとっての意味を指しています。同じ活動をして子どもによって経験される「内容」は異なるということが、保育の考え方の基本です。また、保育のねらいは、具体的な活動やそれを通しての「知識・技能」など何かができるようになる、ということではないということも基本として、今後、保育の計画（紙面としての計画だけではなく、実践として…）を検討していただきたいと思います。	保育の「ねらい」は到達目標ではなく方向目標であること、「内容」に示されている五領域は総合的に展開されるものであり特定の活動と結び付けて指導するものではないことを伝えています。今後、園を訪問する機会を捉え、実際の保育場面と結びつけながら確認していきます。
6	保育計画は、5領域との整合性をはかっていますか。	保育計画の「内容」については、保育所保育指針解説をもとに、領域別に作成するものではないこと、遊びの中で子どもが何を経験しているか捉える際に視点とすることを伝えています。今後も機会を捉えて、子どもたちが何をして遊んでいるかという活動ではなく、遊びの中で子どもたちが感じていること、経験していることに目を向けていくことが必要であることを確認していきます。
7	デイリープログラムは、なぜ4.5歳児と一緒に作成されているのでしょうか。3歳児とは「保育者のかかわり」の内容が一部異なりますが、4.5歳児は同じ、という考え方でしょうか。それとも、これは一日の流れの計画であり、配慮に関しては別に、ということでしょうか。	デイリープログラムについては当園に限らず、4・5歳児と一緒に作成していたり、1・2歳児と一緒にして作成したりしている施設が他にも見られます。今回のご意見を踏まえ、一日の過ごし方や保育者の関わり方、環境の構成等について、年齢ごとに丁寧に見直していくことの必要性を各施設に伝えていきます。

No.	確認・質問内容	回答
8	遊びについての理解に関して ① デイリープログラムの中で、朝は「好きな遊びを楽しむ」、午睡後は「友たちと好きな遊びを楽しむ」とありますが、子どもの生活「遊び」に違いがあるのでしょうか。保育の基本は「子どもの自発的活動としての遊び」が中心であるはずですが、遊びは「休み時間」的なものではないでしょうか。（長時間の保育では、気持ちの解放やリラックスのための時間も必要とは思いますが、「遊び」についての記載の違いには少し不自然さを感じます。） ② デイリープログラムの3～5歳児について、8時以降の生活で「好きな遊びを楽しむ」と「クラスごとの遊びや活動を楽しむ」という記載があります。 好きな遊びとクラスごとの活動は違うものという意味でしょうか。「遊びや活動」とはどのような意味でしょうか。「遊び」とは違う「活動」が計画されるということでしょうか。私の誤解かもしれませんが、表を見ると「クラスごとの…」の方に多くの時間を費やしているように見えます。また、特定の「遊びや活動」ということであっても、すべてにおいて子どもの経験は総合的になされることが基本であり、子どもによって経験されることは異なります。上記の指導計画についての意見と同様に、総合的に展開される子ども主体の遊びを中心とする保育についての理解と、具現化に向けて、見直しの努力していただきたいと思います。（クラス全体での活動が不要だという意味ではありません。年齢や、クラスの子どもの実情に合わせて柔軟に計画していく必要があります。）	子どもたちの連続した生活や遊びを保障する上でも、一律に排泄の時間やクラス全体で活動する時間を設定するのではなく、目の前の子どもたちの姿を見ながら、そして保育者側の願いを絡めながら柔軟に対応してほしい旨を伝えています。今後も機会を捉え、子ども主体の遊びを中心とする保育について園側と確認していきます。
9	屋上広場や園庭では、特に3～5歳は自らの興味・関心で遊びを展開し、特に5歳児のように自分なりの目的を意識して生活できるようになる時期には、継続的に自分たちの遊びを自発的に進めていくことができるような配慮が必要であると思います。日常の生活は2階の保育室の生活が中心となるとと思いますが、屋外で子どもが主体的に展開して、その経験が豊かなものとなるような工夫を期待したいと思います。園外の公園等での戸外遊びではなかなか実現しないことかもしれません。園庭での遊びが限定されるのならば、屋内も含めての「遊び」の環境への配慮がいっそう大事になると思います。	現在建物は工事中ですので、工事完成後、要請訪問やサポート事業などの中で、新園舎での子どもたちの過ごし方を確認し、助言等を行っていきます。

No.	確認・質問内容	回答
10	平成30年度の改定で、3歳以上児については、幼児教育にかかわる施設として保育所・認定こども園もすべてのねらい・内容が共通化されています。ただし、幼稚園教育要領の前文と総則「幼稚園教育の基本」の部分とは、上位法の関係で保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領には示されていません。ただし、この部分もすべてに共通するものとして、ぜひ理解していただきたいことです。保育所保育指針解説に掲載されています。（これについては指針の改定の専門委員会委員長の汐見稔幸先生も述べていることです。）	平成30年度から新要領・指針が全面実施となり、研修会等においても、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育指針の整合性が図られ、施設の種類や規模の違い等に関わらず、すべての子どもに質の高い教育・保育を保障していく、ということが周知されております。 ただ、汐見先生が座長を務める「保育所等における保育の質の確保・向上に関する検討会」における「議論のとりまとめ」（令和2年6月26日）の中に、「現状では、保育所保育指針に示されている一人一人の子ども的人格を尊重した関わりや保育所における幼児教育の目標・内容・方法などが、関係者に十分理解されていない場合もあることや、具体的な実践に反映されていない状況が一部の現場で見受けられるなどが、課題として指摘されている」との記載があります。汐見先生は以前から「指針や要領を読まなくとも保育ができる時代を終わらせることが課題となっている」（「発達通巻第158号」（ミネルヴァ書房）2019年）との考えを示しています。 当室においては、監査の機会を捉え、指導計画類や保育室の環境等への助言を行い、保育所保育指針・幼保連携型認定こども園教育・保育要領・幼稚園教育要領について全職員で理解を図っていくよう伝えています。そのような中で、これまでの保育について見直す施設が増え、昨年度後半からは、園内研修への参加依頼も徐々に増えてきています。今年度からは市で要請訪問も実施していますが、要領・指針に示されていることと実践とが結び付いていくように、現場の先生たちと一緒に保育について考える機会を大事にしていきたいと思います。
11	子育て支援事業の実施計画には、地域子育て支援相談室を活用し、子育て世帯のコミュニティの場としての役割を担うとありますが、実施を予定している、具体的な内容を記載していただきますようお願いいたします。	現段階で計画しているのは、 ・園開放時だけではなく、未就園児の保護者の相談窓口としての活用 ・地域に一人暮らしの高齢者も多ことから、園行事を通し、園児とふれ合う場としての活用 などです。 より具体的な活用方法や内容については今後検討していくと聞いています。